



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)  
号外第52号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）	1
	鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（2）（＃）	2
	鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（3）（＃）	3

## 教育委員会訓令

### 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

### 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任命発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合 1～17 略 18 専従許可（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）</u> 第	別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合 1～17 略 18 専従許可（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は <u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）</u> 第6条第1項ただ

6条第1項ただし書の規定により在籍専従を許可する場合)

地方公務員法第55条の2第1項ただし書(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書)の規定により...年...月...日まで在籍専従を許可する。ただし在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があった場合等にはこの許可を取り消すことがある

19 専従休職(地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項の規定により専従休職を命ずる場合)

地方公務員法第55条の2第5項(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項)の規定により...年...月...日まで休職を命ずる  
給与は職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給しない

20～48 略

第2及び第3 略

し書の規定により在籍専従を許可する場合)

地方公務員法第55条の2第1項ただし書(地方公営企業労働関係法第6条第1項ただし書)の規定により...年...月...日まで在籍専従を許可する。ただし在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があった場合等にはこの許可を取り消すことがある

19 専従休職(地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業労働関係法第6条第5項の規定により専従休職を命ずる場合)

地方公務員法第55条の2第5項(地方公営企業労働関係法第6条第5項)の規定により...年...月...日まで休職を命ずる  
給与は職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給しない

20～48 略

第2及び第3 略

#### 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

#### 鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 <u>鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規程」という。)</u> 第1条の2第2項に規定する本庁をいう。</p> <p>(3) 所属所 <u>地方機関(組織規程第1条の2第3項に規定する地方機関をいう。)</u>、各県立学校及び各教育機関をいう。</p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 本庁各課(課に相当するものを含む。以下同じ。)の長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第14条 本庁及び所属所に、法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、教育長に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「13人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「11人」と、<u>地方機関及び教育機関の衛生委員会</u>にあつては「4人」と、<u>県立学校の衛生委員会</u>にあつては「5人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「教育総務課長の職にある者」と、<u>地方機関、県立学校及び教育機関の衛生委員会</u>にあつては「所属所の長」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 <u>鳥取県教育委員会事務局本庁</u>をいう。</p> <p>(3) 所属所 <u>各教育事務所、各県立学校及び各教育機関</u>をいう。</p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 本庁各課の長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第14条 本庁及び所属所に、法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、教育長に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「13人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「11人」と、<u>教育事務所及び教育機関の衛生委員会</u>にあつては「4人」と、<u>県立学校の衛生委員会</u>にあつては「5人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「教育総務課長の職にある者」と、<u>教育事務所、県立学校及び教育機関の衛生委員会</u>にあつては「所属所の長」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

## 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

## 鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁（鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規程」という。）第1条の2第2項に規定する本庁をいう。）の課（課に相当するものを含む。）及び地方機関（組織規程第1条の2第3項に規定する地方機関をいう。）並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局の課及び教育事務所並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。